

愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針の一部改正について

(条例第 1 1 条第 2 項関係)

1 改正の趣旨

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」第 1 1 条第 1 項で特定施設の整備基準を定め遵守義務を求めているのに対して、同条第 2 項では「知事は、より円滑に利用できるための望ましい基準を定めることができる。」となっています。

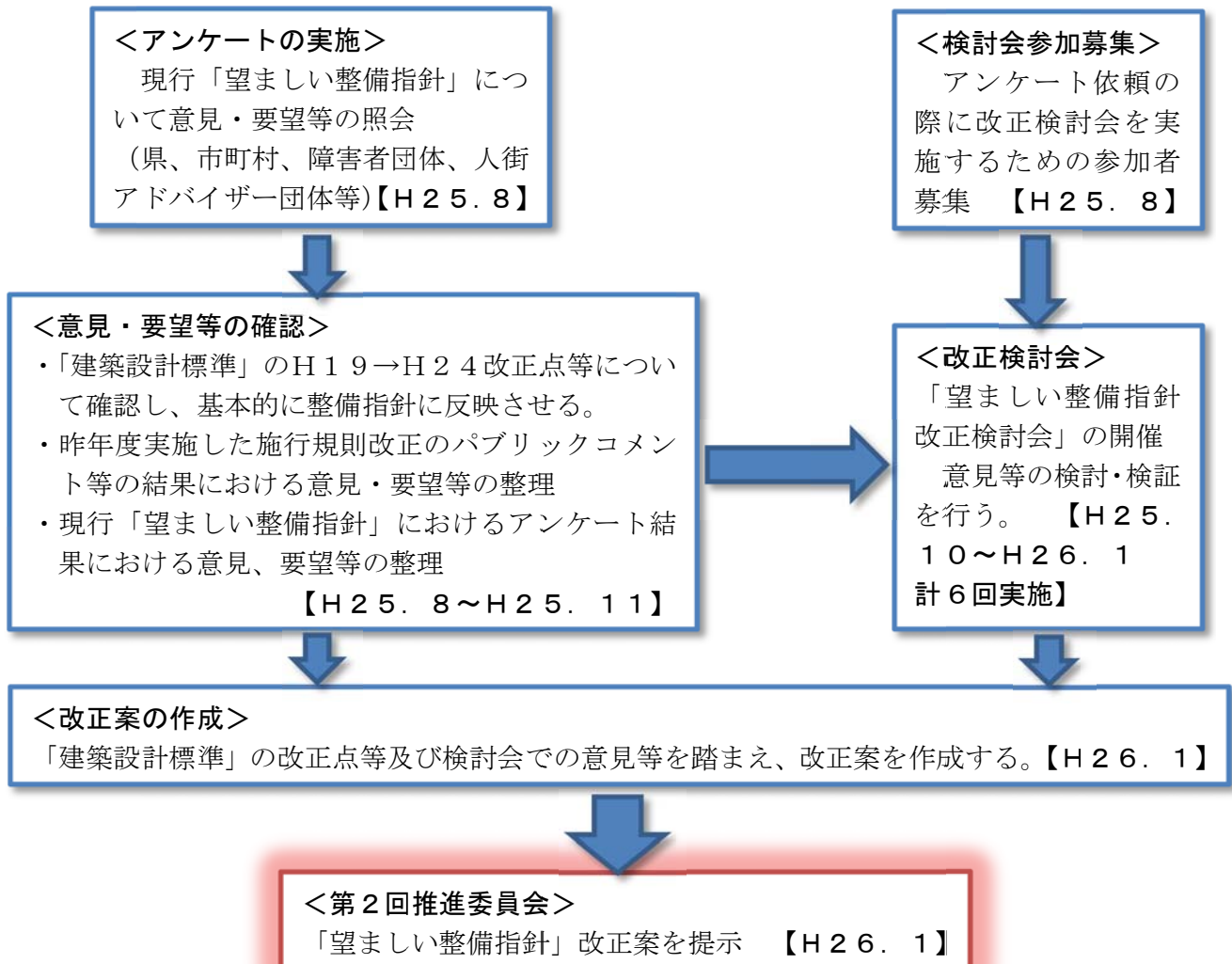
これに基づいて、愛知県では高齢者、障害者等がより円滑に施設を利用できるようにするため、平成 2 0 年 1 月に「愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針」（以下「望ましい整備指針」という。）を策定しました。

この「望ましい整備指針」も策定されてから 5 年が経過したこと、また、平成 2 4 年 7 月に国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）が改訂されたことにより内容を見直す必要が出てきました。

昨年度「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」の改正の際に実施したパブリックコメントを実施しました。また、現行「望ましい整備指針」の見直しに対するアンケートを行いました。更にパブリックコメント及びアンケート結果等について、多方面の方からの御意見をいただくために、「望ましい整備指針」見直し検討会への参加を呼びかけ、人街アドバイザー及び障害当事者の方による検討会を 6 回開催し、御意見・御要望をいただきました。

これらを参考に「望ましい整備指針」を見直し・拡充を図ります。

2 改正経緯



3 改正内容

(1) 「建築設計標準」の改訂を踏まえた主な改正部分

- ① 1. 敷地内通路 (IV-P 47 共通) 2. 廊下等 (IV-P 50 共通)
3. 出入口 (IV-P 54 共通) 【修正】

[修正前] - 表面は滑りにくく、平たんにする。
[修正後] - 表面は濡れても滑りにくく、平たんにする。

- ② 3. 出入口 (III-P 27 安全な空間づくり) 【新規】

[新規] - ○夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。

- ③ 3. 出入口 (IV-P 55 共通) 【追加】

[修正前] - ○衝突のおそれのある扉ガラスは安全な材料を使用する。
[修正後] - ○衝突のおそれのある扉ガラスは安全な材料(合わせガラス、強化ガラス等)を使用する。

- ④ 4. 階段 (IV-P 60 共通) 【新規】

[新規] - ○避難階段には、車いす使用者の一時待避スペースを確保する。

- ⑤ 5. エレベーター (IV-P 62 1、2 共通 3 視覚障害) 【新規】

[1 新規] - ○手すりの取り付け高さは、75 cm～85 cm 程度とする。
[2 新規] - ○緊急時においてかご内外の連絡等が可能となるようにエレベーターの出入口に、床上 50 cm 程度までであるガラス窓を設けること。
[3 新規] - ○車いす使用者対応の乗り場ボタンの付近など、車いす使用者の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。

- ⑥ 7. 便所 (IV-P 69、70 1～4 共通) 【追加】 【新規】

[1 追加] - ○洗浄ボタン、ペーパーホルダーは、便座に腰掛けた状態で操作しやすい、JIS S 0026 に基づく位置に配置する。(図 11)
[2 新規] - ○聴覚障害者が便房でも緊急通報の情報がわかるようにフラッシュライト等を設置する。
[3 新規] - ○便器の横壁面に緊急通報ボタンを設置する場合は、JIS S 0026 に基づく配置とする。(図 11)
[4 新規] - ○照明は、十分な照度を確保すること。

- ⑦ 7. 便所 (IV-P 70～72 5～8 車いす使用 9 視覚障害) 【新規】

[5 新規] - ○便器の正面及び側面に移乗のためのスペースを確保する。
[6 新規] - ○自動式引き戸は、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-0006)による。
[7 新規] - ○座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを設ける。
[8 新規] - ○使用中の場合等に他の便房へ行くことができるように、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を便房の付近に表示する。
[9 新規] - ○触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等は、JIS T 0922 を参照とする。

⑧ 7. 便所 (IV-P 7 2、7 3 9～1 0 内部障害 1 1～1 4 乳幼児等) 【新規】

- [9 新規]－ ○手を洗うための石けん (石けん入れ)、手を拭くためのペーパータオル (ペーパータオル入れ) 又はハンドドライヤーを設置する。
- [10 新規]－ ○ストーマ装具の装着のための、衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流し近くに着替え台を設置する。
- [1 1 新規]－ ○乳幼児いすは、乳幼児が落ちたりしないように、ベルトを付けるなど安全対策をする。
- [1 2 新規]－ ○乳幼児ベッドは、落下防止措置が講じられたものを設置する。
- [1 3 新規]－ ○乳幼児ベッドを多機能便所内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保する。
- [1 4 新規]－ ○乳幼児ベッドは乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性がある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。

⑨ 9. 駐車場 (IV-P 8 1、8 2 1 共通 2 車いす 3 その他) 【新規】

- [1 新規]－ ○発券機や精算機等は、手や指の不自由な人も使えるように位置等に配慮し、運転手のみでなく助手席からも利用できるようにする。
- [2 追加]－ ○屋内駐車場の場合、車いす使用者用駐車施設は、エレベーターホールの入口付近に設け、車いす用リフト付き車両等に対応した天井高さを確保する。
- [3 新規]－ ○車いす使用者用駐車場の適正利用に向け、「パーキング・パーミット制度」や車いす使用者用駐車場入口に専用ゲートを設け「利用者登録制」を導入するなどの措置を講ずる。

⑩ 1 0. 案内表示 (IV-P 8 4～8 7 1 共通 2 視覚障害 3 その他) 【新規】

- [1 新規]－ ○色については、JIS Z 8 2 1 0 : 2 0 0 2 や「標準案内用図記号ガイドライン」(「(2) サイン」を参照。
- [2 新規]－ ○点字の表示方法については、JIS T 0 9 2 1、触知案内図の情報内容及び形状、表示方法については、JIS T 0 9 2 2 を参考。
- [3 新規]－ ○誘導ブロック等の機能、効果が低下しないよう、継続した適切な維持・管理・保守を行う。

⑪ 1 2. 客室 (IV-P 9 4、9 5 1、2 車いす使用 3 聴覚障害) 【新規】

- [1 新規]－ ○浴槽の深さは5 0 cm程度、エプロンの高さは車いす座面と同程度の高さ4 0～5 0 cm程度とする。
- [2 新規]－ ○浴槽の脇に、車いすから移乗しやすい高さ、4 0～5 0 cm程度の移乗台を設ける。
- [3 新規]－ ○フラッシュライト及びバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置設置する。

⑫ 1 4. 授乳室等 (IV-P 9 8 共通) 【修正】

- [改正前]－ ○授乳専用の区画を設けてプライバシーを確保しながら複数の親子で同時に利用できるようにする。
- [改正後]－ ○母乳による授乳のためのスペースは、複数の親子で同時に利用できるように、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保する。

(2) 検討会における検討結果を踏まえた主な改正部分

①障害の規定。(Ⅱ-P 1 1 国際生活機能分類)【削除】

[改正前]－2001年5月以前と以後の双方の「障害分類による構造」を併記
[改正後]－2001年5月以前の「障害分類による構造」を削除
改正理由：現在は、新しい「障害分類による構造」が一般的になっているため。

②全般。(Ⅲ、Ⅳ)【修正】

[改正前]－弱視者
[改正後]－視覚障害者
改正理由：視覚障害者という表現が一般的になっているため。

③全般。(Ⅲ、Ⅳ)【修正】

[改正前]－〇〇にも考慮し、〇〇にも配慮し、〇〇でも利用できるように
[改正後]－〇〇に考慮し、〇〇に配慮し、〇〇が利用できるように
改正理由：バリア(障害)のない環境をつくるという考え方とする。

④ 1. 敷地内通路(Ⅲ-P 2 2 複数の手段が用意された空間づくり)【修正】 2. 廊下等(Ⅲ-P 2 4 複数の手段が用意された空間づくり)【修正】

[改正前]－長い傾斜路を設置する場合は、手動車いすをこぎ続ける負担が大きいため、昇降機による移動と選択ができるようにする。
[改正後]－長い傾斜路を設置しない。やむを得ず設置する場合は、手動車いすをこぎ続ける負担が大きいため、昇降機もしくは段差解消機による移動と選択ができるようにする。
改正理由：手動車いすを長くこぎ続けることは、車いす使用者への負担が大きく、危険も伴うため、長い傾斜路は設置しないこととする。

⑤ 1. 敷地内通路(Ⅲ-P 2 3 安全な空間づくり)【追加】

[改正前]－車路と歩道が接する場所、段に接する部分などの危険な個所では、視覚障害者への注意喚起や間違えて進入してしまわないような措置をする。
[改正後]－車路と歩道が接する場所、段に接する部分、駐車場の車路に接する部分などの危険な個所では、視覚障害者への注意喚起や間違えて進入してしまわないように措置をする。
改正理由：駐車場の車路に接する部分も、段差解消及び注意喚起は必要。

⑥ 3. 廊下等(Ⅲ-P 2 5 安全な空間づくり)【追加】

[改正前]－壁と車いすの接触に留意し、車いすフットレストあたりを設置する。
[改正後]－壁と車いすの接触に留意し、必要に応じて車いすフットレストあたりを設置する。
改正理由：時代の流れか、硬い仕上材が普及し、ほとんど設置されていない。

⑦ 3. 廊下等(Ⅲ-P 2 5 安全な空間づくり)【追加】

[改正前]－段に接する部分などの危険な個所では、視覚障害者への注意喚起や間違えて進入してしまわないような措置をする。
[改正後]－段に接する部分、階段及び踊場の上端部、傾斜路の上端部などの危険な個所では、視覚障害者への注意喚起や間違えて進入してしまわないようにな措置をする。
改正理由：階段及び踊場の上端部、傾斜路の上端部にも注意喚起は必要。

⑧ 4. 階段（Ⅲ－P 2 8 複数の手段が用意された空間づくり）【削除】

[修正前] 一階段による上下移動が不可能な車いす使用者等に対し、傾斜路やエレベーターを併設する。

[修正後] 一車いす使用者等に対し、傾斜路やエレベーターを併設する。

改正理由：車いす使用者が階段を使用できないのは当たり前で、敢えて記載する必要がないと思われるため。

⑨ 7. 便所Ⅲ－P 3 4 まえがき部分）【追加】

便所の所在や内部レイアウトを分かりやすくし、様々な障害に配慮した設備や空間スペースの確保が必要である。その一つに、様々な障害に配慮し、多様な機能を特定の便房に集約する多機能便房を整備する手段もあるが、近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向を踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮する必要がある。

改正理由：最近の問題点である、多機能トイレへの集約による弊害への対応。

⑩ 7. 便所（Ⅲ－P 3 5 複数の手段が用意された空間づくり）【新規】

[新 規] 一〇車いす使用者用便房の利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置すること。

新規理由：⑨と同じ

⑪ 7. 便所（Ⅳ－P 7 1 複数の手段が用意された空間づくり）【修正】

[改正前] 一片まひの人がもたれかかって脱衣できるようにするなどのため、L型手すりの出を大きく（20cm以上）する。

[改正後] 一便器上で左右に身体を倒しながら衣類を脱着する人が壁に身体をぶつけないように、L型手すりの出を大きく（20cm以上）する。

改正理由：片まひの人に限定するのはどうか。

⑫ 8. 客席（Ⅳ－P 7 8 共通）【新規】

[新 規] 一〇座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取り付け位置等に十分配慮する。

新規理由：劇場やコンサートホールなど、座席表示は分かりにくいものが多い。

⑬ 1 0. 案内表示（Ⅳ－P 9 5 視覚障害）【新規】

[1 新規] 一〇スイッチは、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。

新規理由：誰もが、わかりやすく簡単なものがよい。

[2 新規] 一〇ボタンとボタン周囲との識別が可能なように、コントラスト等に配慮する。

新規理由：高齢者や視覚障害者等が認識しやすいものとする。

4 検討項目

検討会等で意見が分かれた項目

① 1. 敷地内通路 (IV-P 4 8 共通)

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの
▼傾斜路を設ける場合

【現行基準】

- 始点及び終点には1. 5 m以上の水平部分を設置する。(条例遵守義務)
- 傾斜路の曲がり部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも1. 5 m以上の水平な踊り場を設ける。特に下端部分では、下ってきた車いすに配慮し、水平部分を長く設ける。

【改正意見】

- 始点及び終点には2. 0 m以上の水平部分を設置する。
- 傾斜路の曲がり部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも2. 0 m以上の水平な踊り場を設ける。特に下端部分では、下ってきた車いすに配慮し、水平部分を長く設ける。

理由：車いすが、壁に衝突する危険がある。(車いす使用者の御意見)

(判断材料)

- ・ 2 mは長すぎる感じがする。(他の車いす使用者の御意見)
- ・ 「バリアフリー法の円滑化基準及び認定基準」においては、水平部分について基準はなし。
- ・ 手動車いす及び電動車いすの全長は、下記参考を参照

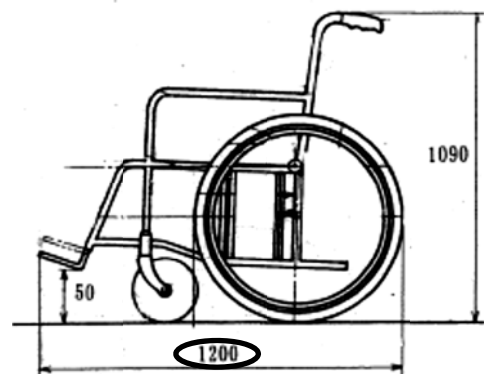
(事務局意見)

手動車いすが回転しやすい寸法は直径1. 5 m、また、電動車いすは直径1. 4 mとされており、また、「下ってきた車いすに配慮し、水平部分を長く設ける。」との記載もあり、現行のままとしたい。

(参考)

●電動車いすの寸法		(単位：mm)
区 分	最大値	
全長 (Lo)	1200	
全幅 (Wo)	700	
全高 (Ho)	1090	

有効幅員に関する寸法の基本的な考え方	
寸法が80cm	車いすが通過できる寸法
寸法が90cm	車いすで通過しやすい寸法
寸法が120cm	通路を車いすで通行できる寸法
寸法が140cm	通路を車いすで通行しやすい寸法
寸法が150cm	人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法
寸法が180cm	つえ使用者が円滑に通過できる寸法
寸法が140cm	車いすが転回(180度方向転換)できる寸法
寸法が150cm	つえ使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
寸法が150cm	車いすが回転しやすい寸法
寸法が180cm	人と車いすがすれ違える寸法
寸法が180cm	車いす同士がすれ違いやすい寸法



手動車いすの寸法

<愛知県人にやさしい街づくり解説書より抜粋>

5 今後の進め方

